



# 宍戸土地改良区だより

第15号

令和6年6月  
発行



## 水土里ネット宍戸

宍戸土地改良区

〒319-0294 茨城県笠間市下郷5140

TEL 0299-45-0530・0531

FAX 0299-45-0532

農村環境を保全する

～水土里ネットは土地改良区のアピールです～

## 宍戸土地改良区の概要

面積	組合員数	総代	理事	監事
112.9ha	286名	30名	12名	3名

## 理事長あいさつ

理事長 星野 登



初夏の候、皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当改良区の運営には、格別のご支援とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、年始の能登半島地震をはじめ、国内外において様々な自然災害、紛争等が頻発している中、依然として物価高の影響が続き、当土地改良区においても電気料や資材の高騰、米価下落などを背景とした農業者の所得低迷が長引き、大変厳しい状況であります。

令和5年度は、矢野下地区において地区の水源である潤沼川から取水する堰と、第1機場の両方を改修する大規模な工事を実施いたしました。以前から費用を抑えるため役員一同で小規模な修繕費は多面的事業等を活用しながら経費を削減し、かつ本工事は約7～8割の高率補助を受け、工法等も再検討した中で工事費等も削減し、電気設備についても従来の高圧電気から維持費のかからない低圧電気設備へと変更するなど、地元負担削減に精一杯取り組んでの結果となっております。しかし、世界情勢の影響を受け電気代は高騰の一途をたどっており、これは賦課金の増額へ直結する喫緊の課題となっております。今年度も引き続き、高騰した分を少しでも圧縮できるよう節電（ポンプを極力不要な時間帯に停止）等に取り組んでいきますので、機場の停止等へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、なお一層の事務効率化及び経費削減のため、市内4土地改良区（岩間、笠間地区、友部）との合併について、前向きに協議検討を進めております。今後も、組合員の皆様のご負担の軽減を図りながら、迅速な対応を心がけて参りますので、より一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

## 会 計 報 告

### 令和6年度 予算

令和6年3月19日開催の第19回通常総代会において、令和6年度収入支出予算が次の通り議決されました。

**一般会計** 宍戸土地改良区内の全地区共通の経費（事務費）と各地区の維持管理費です。  
（土地改良施設の補修費に充てるための積立を含む）

（単位：円）

収 入 予 算		支 出 予 算	
1. 土地改良事業収入（賦課金）	11,475,000	1. 土地改良事業費支出	131,062,000
2. 附帯事業収入	18,000	2. 一般管理費支出	1,652,000
3. 特定資産運用収入	12,000	3. 土地改良事業負担金支出	2,525,000
4. 補助金等収入	94,018,000	4. 借入金返済支出	1,640,000
5. 交付金収入	1,000	5. 支払利息	410,000
6. 寄付金収入	1,000	6. 特定資産積立支出	1,626,000
7. 雑収入	6,000	7. 繰越金	131,000
8. 借入金収入	0	8. 予備費	814,000
9. 特定資産取崩収入	1,500,000		
10. 繰越金	32,829,000		
収入合計	139,860,000	支出合計	139,860,000

# 令和4年度 決算

## 一 般 会 計 土地改良法の改正に伴い、令和4年度より複式簿記になりました。

(単位：円)

収 入 決 算			支 出 決 算		
1. 土地改良事業収入(賦課金)	11,451,791	41.95%	1. 土地改良事業費支出	18,757,066	68.72%
2. 附帯事業収入	28,942	0.11%	2. 一般管理費支出	842,479	3.09%
3. 特定資産運用収入	604	0.00%	3. 土地改良事業負担金支出	2,362,000	8.64%
4. 補助金等収入	8,645,000	31.67%	4. 特定資産積立支出	913,104	3.35%
5. 交付金収入	0	0.00%	5. 繰越金	4,421,303	16.20%
6. 寄付金収入	20,000	0.07%	6. 予備費	0	0.00%
7. 雑収入	84,038	0.31%			
8. 特定資産取崩収入	3,300,000	12.09%			
9. 繰越金	3,765,577	13.80%			
収 入 合 計	27,295,952		支 出 合 計	27,295,952	
科目	宍戸	矢野下	南小泉	共通経費	
繰越金内訳	639,652	1,936,174	300,464	1,545,013	
積立資産内訳	16,216,213	20,742,442	17,098,836	0	
借入金内訳	0	0	0	0	

※予算・決算等の詳細については、地元役員・総代が議案を保有しておりますので必要に応じお問い合わせください。  
 (\*令和5年度決算は、令和6年5月31日まで会計が動いていたため総代会で承認されておられません。)

### 危ない!! 用水路やため池で遊ばないで!

毎年、農作業が盛んな4月から9月にかけて、用水路や溜池の水位が上がり、場所によっては水深が1メートル以上になります。子供が転落すると大事故につながります。痛ましい事故を防ぐため、水路や溜池で遊ばないように、ご家庭でも話し合ってください。こうした場面を見かけたらお声がけをお願いいたします。

## 賦 課 金

令和6年度宍戸土地改良区の賦課金は事務経常賦課金が10a当り2,800円で、維持経常賦課金については、地区別に単価が決定されています。各地区の賦課金の単価、賦課期日、納入期限については、下記のとおりです。

また、今年度より請求合計金額が2,000円未満の方は経費の観点から賦課金を減免しています。

### 賦 課 単 価

(単位：円)

地区名		経常賦課金 (事務共通経費)	経常賦課金 (維持管理費)	合計 (10a当り)
宍戸未整備	田	2,800	1,200	4,000
宍戸圃場整備	田	2,800	1,200+7,500	11,500
	畑	2,800	1,200	4,000
矢野下	田	2,800	9,200	12,000
	畑	1,700	—	1,700
南小泉	田畑	2,800	5,200	8,000

### 賦 課 期 日 ・ 納 入 期 限

	地区	賦課期日	納入期限 (口座振替日)
1期	宍戸 矢野下 南小泉	令和6年 6月3日 (1期2期 同時発送)	令和6年 7月1日
2期	宍戸 矢野下		令和6年 12月2日

賦課金は、改良区運営のための重要な皆さんの財産です。納期内に必ず納めましょう。

※矢野下地区については、取水堰及び用水機場と大規模な修繕事業が実施され役員会を重ねた結果、苦渋の決断によりR4年度より賦課金が上がりました。矢野下地区外水田の水使用料も地区内賦課金額と同額です。

※宍戸地区、南小泉地区は、本来の賦課額が300円～2000円/10a程度多いのですが、「多面的機能支払交付金団体」の活動により経費削減が著しく見込めているため、削減額を面積換算し「活動団体の存続期間」と限定し総代会の議決を経て減額しております。

### 賦 課 金 に つ い て

経常賦課金は、事務共通経費(事務費)として、役員・総代の報酬および日当、事務所諸経費、職員人件費等の共通経費に充当するもので、維持経常賦課金は、土地改良施設(機場、堰、パイプライン、水路、溜池等)の修繕費及び維持管理費(機場電力費や地区毎の会議費、草刈等の諸費用等)に加え、将来への積立金が含まれています。積立金については、施設更新積立資産として積立し、土地改良施設の突発的な故障や、定期的かつ大規模な修繕事業等に備えるようにしています。

令和5年度 活動報告

【矢野下第1用水機場・ポンプモーター更新工事(補助率70%)】



矢野下地区の適正化事業については、工法再検討により水中ポンプへ変更し950万円の事業費減額となり、さらに高圧電力から低圧電力へ切替えられたため今後の電気代が軽減されました。

総事業費約53,500,000円(地元負担16,050,000円)

【穴戸第1機場調整池流入管補修】



鉄管が腐食したため穴戸地区環境保全会の協力で応急補修。

【南小泉調整池門扉改修工事】



南小泉水と緑の会の協力により改修

当土地改良区内におきましては、「南小泉水とみどりの会」が先駆けとなり「穴戸地区環境保全会」「矢野下地区農地環境保全の会」が組織を作り、全地区で多面的機能支払交付金事業に参加して下さっています。多面的事業団体は、改良区役員と協力体制を取り、改良区内の機場・用排水路・溜池の草刈、泥上げや補修等を行っており、従来どおりの農地の管理活動に日当や借上料を100%補助金で支給できるため地元へのメリットが非常に大きいです。組織の活動により改良区の維持管理費削減の効果を上げており、現在の賦課金軽減へも直結、貢献していますので、今後とも引き続き活動組織へのご協力をお願いいたします。

令和6年度実施予定補助事業

○農業水路等長寿命化防災減災事業  
(総事業費約2億4千万円。一部R6へ繰越)

令和3年度から測量・調査などを含め補助事業を着手、本誌編集時点(R6年5月中旬)においても繰越工事中であり、5月末工事完了を見込んでおります。



造成後50年が経過しており老朽化により鋼製転倒堰から従来よりメンテナンス費用のかからないステンレス製転倒堰に更新しました。現在ゲートは一部の配管を残して工事完了しており、5月末までには仮設道路等を撤去し完了を見込んでおります。5月時点では仮設を利用し河川堰止め取水しておりますが、6月以降は新しい堰により取水を見込んでおります。\*万が一、悪天候等により工期が延長された場合は、取水に影響の無いよう対応いたしますのでご理解のほどをお願い申し上げます。

・矢野下堰改修工事

【補助率77%：地元負担額=約5千5百万円(うち借入額4千万円、25年償還、利率1.1%)】

本年度も、例年通り維持管理事業(機場点検や施設の草刈等)を実施してまいります。各役員、維持管理委員、総代、用水機場・溜池の管理人さんのご尽力にお礼申し上げます。

昨年度実施した矢野下第1機場のポンプモーター更新工事と矢野下堰改修工事については、進入路などの仮設工事は共通で実施できるよう段取りを組みその分は経費削減へ繋がっております。他、高圧電気設備の更新工事に約4千万円かかる見込みでしたが、昨年の工事で見直しを行い高圧機場を低圧機場とすることが可能となり、電気設備も事業で改修できることになったため、高圧電気設備更新費(約4千万円)はすべて負担減となりました。電気設備が低圧電力となったことで今後の電気料を含め維持費も削減され2重の削減となりました。矢野下地区は幹線用水路や送水管など修繕が必要な施設が多数あるため、現時点の積立金では今後不足を生じる懸念がありました。そのため、それらの原資とするべく令和4年度より維持管理賦課金を4000円/10a上げて対応しております。皆様から頂いている賦課金を効率よく運営するため、改良区全体で多面的機能支払交付金事業に取り組んだり、役員や組合員で出来る限り自ら補修活動を行ったり、用水機場の節電を行うなど、地道な経費削減に取り組んでおります。今後も補助事業を活用し、なお一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

役員退任・就任のお知らせ

穴戸土地改良区の役員(監事)が退任し、新たに就任されましたので報告致します。

役職	氏名	地区	役職	氏名	地区
旧監事	大槻 孝夫	矢野下	新監事	嶋田 稔	矢野下

新役員任期

令和6年3月21日 就任  
令和8年3月26日 任期満了

# 宍戸土地改良区からのお知らせ

## ・蛇口の盗難・凍結防止について

近年、県内各地で金属製品の盗難が多発しており、当改良区内でも数年前から蛇口やモーターの盗難が発生しています。各水田の蛇口は個人財産（個人管理）ですので、盗まれたり破損された場合は自費での修理になります。

また、冬期の凍結による蛇口破損の対策として、用水期が過ぎたら蛇口を必ず開けておいてください。（真鍮製蛇口の場合は、盗難防止のためにも原則蛇口を外して個人で保管してください。）ポンプなど共有施設も、皆さんの財産です。周囲の目が防犯にもなりますので、対策にご協力をお願いいたします。

## ・公道走行時のお願い

農作業後トラクター等で公道へ出る際は、泥を落としてから走行するようご協力をお願いいたします。

## ・施設の補修・事業の要望について

用排水施設の修理、新規事業等について要望がありましたら、役員・総代を通じて事務局に提出してください。要望内容を確認のうえ理事会等で対応協議いたします。

## ・農業用水の適正な利用にご協力をお願いします！

土地改良区の蛇口から出る水量は、設計で基準があります。

目安としては、1反歩あたり1秒間でジュース缶（350ml）1本、3反歩あたり1秒間で1Lのペットボトルを満たす量です。（それ以上に出ている場合、蛇口を絞らないと、他の蛇口から水が出ないことになります。）

出すぎている蛇口はお互いに絞っていただき、マナーを守って、限りある資源である用水の節水および有効利用にご協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。



## 知っていますか？必ず届出が必要です！



### ●組合員資格得喪通知届出について

土地改良法第43条（組合員の資格得喪の通知義務）で、次のような方は当改良区に『組合員資格取得・喪失通知書』の届出をすることが義務づけられています。

- ①組合員死亡等による相続発生時
  - ②住所変更時
  - ③贈与・売買等による所有権移転時
  - ④貸借、または経営移譲による耕作者変更時
- ・市役所、法務局、農協等の名義変更とは別に当改良区への申請が必要となりますのでお願いいたします。

### ●農地転用について

農業委員会に提出する農地転用（田畑転換合）や公共事業のために売却するときには、必ず『農地転用等通知書』及び『地区除外申請書』を地元総代・役員の確認書を添えて当改良区に提出してください。地区除外（田畑転換合）の際には、維持管理費の決済金を納めていただきます。

### ●施設使用は許可を受けてください

次のような方は、地元総代・役員の同意を得た上で、必ず『施設使用承認申請書』を改良区へ提出し、許可を得てください。

- ※用排水路を横断し出入口を設置するとき
  - ※当改良区所有地に水道管および排水管を埋設するとき
  - ※排水路へ地区外水田からの排水、浄化槽処理水、雨水等を放流するとき
  - ※その他、施設を使用するとき
- \*状況に応じて、施設の使用料を納めていただく場合があります



## 土地改良区の合併協議について（お知らせ）



市内にある友部土地改良区、笠間地区土地改良区、宍戸土地改良区、岩間土地改良区の統合整備推進について協議するため、令和5年10月24日に第1回合併推進協議会を開催しました。

構成員については、各改良区の理事長並びに理事会で推薦された維持管理工区の代表者及び県、市、県土連の職員、合わせて27名で組織されています。

友部土地改良区の小藺江理事長が会長となり、岩間土地改良区 石田理事長、笠間地区土地改良区 森理事長、宍戸土地改良区 星野理事長の3名が副会長に互選されました。

その後、令和5年12月20日に第2回、令和6年2月6日に第3回の会議を開き、新役員、総代定数や賦課金等について協議を継続しています。合併協議について、具体的な内容は総代会で議案に掲載し報告しております。

当改良区事務局に要望等がございましたら、下記宛にご一報下さい。



〒319-0294

茨城県笠間市下郷5140 岩間支所内

水土里ネット 宍戸

TEL 0299-45-0530・0531 FAX 0299-45-0532